利用の費用は？

サービスを利用したときには費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者に支払うのは、原則としてかかった費用の1割、2割、または3割です。

●介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分（要支援1・2、要介護１～5）に応じて上限（支給限度額）※が決められています。上限までの範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

※支給限度額▶くわしい説明はP16にあります。

●2割負担となる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

●3割負担となる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

例　要介護１（支給限度額16万6,920円）の人が、20万円のサービスを利用した場合

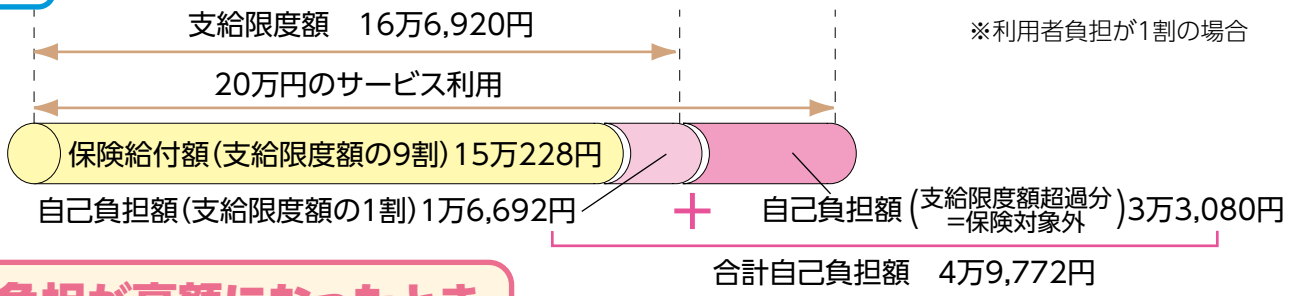

負担が高額になったとき

要介護者等が1か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときは、超えた分が申請により払い戻されます。利用者負担とは、保険対象である介護サービス費用の1割、2割、または3割負担相当額のことで、福祉用具購入費・住宅改修費の1割、2割、または3割負担や、施設入所時の居住費や食費も含まれません。また、日常生活費などのその他の利用料も対象外となります。

申請の通知書は、対象となった月の翌々月以降に市より送付させていただきます。なお、申請可能期間は、サービスを利用された日の属する月の翌月の1日を起算日として2年以内で、その期間を経過した場合には申請できなくなりますのでご了承ください。

申請以降、対象となられた月には、1回目の支給を行った金融機関へ振り込みますので、その都度支給申請の手続きをしていただく必要はありません。

※市に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください（領収書の添付は必要ありません）。

利用者負担段階区分	上限額
現役並み所得者	世帯 44,400円
一般世帯	世帯 44,400円※
市民税世帯非課税	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を1万5,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

※1割負担の被保険者のみの世帯には、平成29年8月から3年間に限り、年間446,400円を上限とする緩和措置があります。

●現役並み所得者とは

同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、その世帯の65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上いる場合520万円以上ある世帯の人

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算して高額になった場合は、限度額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

在宅サービスの費用のめやす

介護保険のサービスを利用する際には、要介護状態区分別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。利用者は原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、または3割を自己負担します。

■在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

※消費税率の引き上げにより、令和元年10月から支給限度額が変更される予定です。
※上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

施設サービスの費用のめやす

介護保険施設に入所した場合には、①サービス費用の1割、2割、または3割、②食費、③居住費、④日常生活費のそれぞれの全額が、利用者の負担となります。

※短期入所サービスと通所サービスの食費と滞在費も全額利用者の負担となります。

●低所得の人には負担限度額が設けられています

低所得の人の施設利用が困難とならないように、利用者負担段階が第1段階から第3段階の人は、申請により下の表に定めた限度額までの負担となります。対象者には、市役所高齢福祉課介護保険係の窓口へ申請書を提出することにより、「負担限度額認定証」が交付されます。介護保険施設などとの契約の際には、この認定証を提示していただくことで限度額の適用が受けられます。

認定証の有効期限は、認定申請日の属する月の初日から最初の7月末日まで適用のため、毎年、更新の申請が必要となります。

なお、新規の要支援・要介護認定者は、サービス利用前に該当するかどうかの確認を行った上で、申請をしていただく必要があります。

この認定証を交付された後、次に該当する場合は届け出てください。届け出をしないまま認定証をお使いになると、後で差額を返していただくことがあります。❶市民税を課税されている人が家族に加わった場合❷生活保護を受けなくなった場合などです。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費といいます）。

※施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。
※❶住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税❷住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える――のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等を受けられません。

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（１日当たり）

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が下のように定められています。

●居住費：ユニット型個室 1,970円、ユニット型個室的多床室 1,640円、
従来型個室 1,640円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,150円）、
多床室 370円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は840円）
●食　費：1,380円

※厚生労働省資料による

※消費税率の引き上げにより、令和元年10月から基準費用額が変更される予定です。

■負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税であって、合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（　）内の金額となります。
※第2・3段階の支給基準である収入の要件に非課税年金（遺族年金・障害年金）の収入が追加されています。